

障害に関する相談機関について

身体障害者相談員・知的障害者相談員のご紹介

身体障害者相談員・知的障害者相談員は、身体障害や知的障害がある人の様々な相談に応じ、必要な助言や指導などを行なうとともに、関係機関に連絡を取るなどの援助を行います。

本町では、次の相談員が選任されていますので、お気軽にご相談ください。(敬称略)

○身体障害者相談員

氏名	担当地区
重富 富雄	久賀地区
清水 良助	〃
小野 為雄	大島地区
藤谷 咲子	〃
大田 吉人	東和地区
中河 末光	橘地区
中尾 治明	〃
藤山 芳雄	〃

○知的障害者相談員

氏名	担当地区
横村 鶴子	久賀地区
樹元 昭	大島地区
山本ミヨ子	東和地区
木村トミ子	橘地区

障害者相談支援事業について

障害のある方およびそのご家族からの相談に応じ、必要な情報提供等や、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、ご本人が自立した日常生活または社会生活を営むことを目的としています。日常生活でお困りのことや福祉サービスの利用、就労に対する相談などの専門的な相談支援について、町では次の機関に委託しています。

相談内容および個人情報情報の守秘義務は厳守されますので、安心してご相談ください。

○身体障害に関すること
社会福祉法人緑風会
緑風園
障害者生活支援センター
☎0827(63)2882

○知的障害に関すること
社会福祉法人城南学園
地域生活支援センターたんぽぽ
☎0820(52)2554

○精神障害に関すること
☎0820(52)2554

医療法人恵愛会
やない地域生活支援センター
☎0820(22)1205

地域活動支援センターのご案内

障害のある方が通い、創造的活動または生産活動の機会を提供し、社会との交流等を行う施設です。また毎月一回、町内で心の相談会を開催しています。

お気軽にご相談ください。

○実施機関
医療法人恵愛会
やない地域生活支援センター
☎0820(22)1205

町役場での相談窓口

○身体障害・知的障害関係
福祉課民生福祉班
☎77・5505

○精神障害関係
健康増進課健康づくり班
☎77・5504

福祉医療費助成制度のお知らせ



福祉医療費助成制度は、対象者の医療に要する経費のうち医療保険の自己負担額を公費で助成する制度です。

■乳幼児医療費助成制度

○対象となる人
① 年齢要件
0歳～小学校就学前まで

② 所得要件
税額控除(配当控除、外国税額控除、調整控除)前の市町民税所得割額13万6700円以下の世帯(父母の合算額)

■ちびっ子医療費助成制度
○対象となる人
① 年齢要件
小学校1年生～小学校6年生まで

② 所得要件
税額控除(配当控除、外国税額控除、調整控除)前の市町民税所得割額13万6700円以下の世帯(父母の合算額)

税額控除、調整控除)前の市町民税所得割額13万6700円以下の世帯(父母の合算額)

○対象となる人
① 世帯要件
ア 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童を養育する母子家庭の母および当該児童

イ 父母のいない18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童
② 所得要件
市町民税所得割非課税世帯

■受給者証有効期間
平成20年8月1日～平成21年7月31日まで
対象になると思われる方は、役場福祉課または最寄りの支所・出張所で申請の手続きをしてください。

なお、すでに受給している方には更新書類を送っておりますので、手続きのお済みでない方は今月中に手続きをしてください。

■手続きに必要なもの
印鑑、受給対象者の健康保険証

■問い合わせ
福祉課 ☎77・5505